

「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰実施要綱

(目的)

第1条 働きやすい職場環境づくりに加え、「働き方改革」に積極的に取り組み、優れた成果が認められる企業について、その業績を称え、広く県民に周知することにより、「働き方改革」の取組を県内全域に浸透させることを目的とする。

(内容)

第2条 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等の働き方の見直しを行い、かつ、仕事と生活が両立できる様々な制度を設ける等、多様で柔軟な働き方を選択できる働きやすい職場環境を整備し、その成果が認められる企業に、「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰（以下「表彰」という。）を授与する。

(応募要件)

第3条 応募の対象は、次の要件を満たす企業とする。

- 一 「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」認証制度登録企業であること。
- 二 「働き方改革」に積極的に取り組んでいること。
- 三 別添「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰基準のうち、1（1）①と③が各5点以上、かつ、（1）と（2）の合計点が60点以上であること。

(応募等)

- 第4条 この要綱に基づき、表彰を受けようとする企業は、別に定める応募用紙（様式1）、選考資料（様式2）及び参考資料を添付して知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項により応募用紙の提出があった企業に対し、必要に応じて調査をし、又は報告を求めることができるものとする。
 - 3 表彰の授与は、毎年1回、一定の期日を定めて行うものとする。

(被表彰者の選定)

- 第5条 被表彰者は、「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）の意見を聞き、知事が選定するものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、商工観光労働部長が別に定める。

(表彰の除外)

第6条 知事は、第5条により決定した表彰企業が、その後、「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」認証制度要綱第9条により認証を取消しされるなど表彰するにふさわしくないと認められる場合は、表彰企業から除外し、表彰を行わない。

(表彰の取り消し)

第7条 知事は、表彰企業が表彰日以降、表彰の目的を損なうような行為等により、表彰企業としてふさわしくないと判断した場合は、表彰の取り消しを行い、表彰状等の返還を求めることができる。

(その他)

第8条 本表彰制度は、平成28年度に創設された「おおいたワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰」を継承するものとし、同表彰企業についても本表彰企業と同様に取り扱う。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年 8月10日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 元年 8月28日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 2年 7月30日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 4年 6月 6日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 5年 6月12日から施行する。
- 6 この要綱は、令和 6年 6月17日から施行する。
- 7 この要綱は、令和 7年 6月 6日から施行する。

別添（第3条関係）

「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰基準

1. 表彰基準は次のとおりとする。

（1）「おおいた働き方改革共同宣言」の4つの目標達成に向けた取組

- ① 年間総実労働時間が全国平均もしくは大分県平均を下回っているか、または、年間総実労働時間が削減されているか、または、年間所定外労働時間が一定以下か、いずれか点の高いもの
- ② 年間所定外労働時間が720時間を超えていないか。
- ③ 年次有給休暇が一年以上取得されているか、または、年次有給休暇の取得が向上しているか、いずれか点の高い方
- ④ 男性の育児休業取得者が一定以上いるか
- ⑤ 子育てをしやすい環境づくりに取り組んでいるか
- ⑥ 県が主催する女性就業促進事業による採用等の実績や、女性の働きやすい環境づくりに資する県主催の講座・セミナー等への参加経験があるか

（2）働き方改革に関する県及び国の認定・宣言等

働き方改革に関する県及び国等の認定・宣言等に取り組んでいるか

（3）他の参考となる特筆すべき取組

法定を上回る育児・介護制度に係る両立支援の環境整備のほか、働き方改革推進等に関する独自の取組があるか

2. 対象事業及び配点は別に定める。

「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰基準の対象事業及び配点について

表彰基準	評価項目	配点	備考
(1) ① 1	フルタイム労働者1人あたりの年間総実労働時間（最新期）	県平均未満 20 県平均～全国平均 10 全国平均以上 0	「平均」は直近の毎月勤労統計調査値による
(1) ① 2	フルタイム労働者1人あたりの年間総実労働時間（削減割合）	10%以上 20 5%以上10%未満 10 1%以上5%未満 5	
(1) ① 3	フルタイム労働者1人あたりの年間所定外労働時間	30時間未満 20 30時間以上60時間未満 10 60時間以上120時間未満 5	
(1) ②	フルタイム労働者1人あたりの年間所定外労働時間が720時間以上の者	いない 10 いる 0	
(1) ③ 1	フルタイム労働者1人あたり年次有給休暇取得率	70%以上 30 50%以上70%未満 20 40%以上50%未満 10	
(1) ③ 2	フルタイム労働者1人あたり年次有給休暇取得率（増加割合）	20%以上 20 10%以上120%未満 10 5%以上10%未満 5	
(1) ④	男性育児休業取得者の割合（取得者÷対象者）	30%を超える 15 15%を超え30%以下 10 5%を超え15%以下 5	
(1) ⑤	子育てしやすい環境づくりに資する取組の状況	子育てしやすい休暇の充実 5 （時間単位休暇、看護休暇等） 子育てしやすい勤務形態の整備 5 （短時間勤務、フレックス勤務等） 在宅勤務制度の整備 5 子育てを考慮した人事制度 5 （育児休業中のキャリア中断対策等） 育児休業取得者の支援制度 5 （取得予定者への研修、復帰支援等）	上限15

表彰基準	評価項目	配点	備考
(1) ⑥	女性の働きやすい環境づくりに資する取組の状況（女性向け合同企業説明会を通じた採用、テレワーク商談会参加者への発注、県主催の関連講座・セミナー等への参加） ※過去3年度以内のもの	女性向け合同企業説明会：採用人数（1人につき5） テレワーク商談会：発注実績1人につき5 講座・セミナー等：参加経験1件につき5	各 上限10
(2) ⑦	女性活躍推進企業	おおいた女性活躍推進事業者表彰 5 女性活躍推進宣言企業 3	
(2) ⑧	健康経営事業所	優秀健康経営事業所（県知事顕彰） 5 健康経営事業所認定 3	
(2) ⑨	くるみん（国）	プラチナ 7 くるみん 5	
(2) ⑩	ユースエール（国）	5	
(2) ⑪	えるぼし（国）	5	
(2) ⑫	イクボス宣言企業（NPO法人ファザーリングジャパン、国、県）	3	
(3) ⑬	他の参考となる働き方改革の推進等に関する特筆すべき取組 ※育児、介護に係る両立支援のための環境整備や実績等を含む	審査委員5人による評価、審査委員1人につき特点30 ※評価は、「多様で柔軟な働き方を選択できる職場環境を整備しているか」について、次の観点から行う。 ・持続性 ・発展性 ・水平展開性 ・独自性 ・労働生産性	等により採点